

「語学ボランティア」制度 実施要綱

第1条 (目的)

この要綱は、市民の国際交流を促進する活動を行い、国際的な相互理解を深める多文化共生社会の実現に寄与することを目的に、公益財団法人福岡よかトピア国際交流財団(以下「財団」という。)が設置する「語学ボランティア制度」(以下「本制度」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

第2条 (用語の定義)

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 自治協議会等

福岡市内の自治協議会(福岡市自治協議会に関する要綱第4条により登録された自治協議会)及び自治協議会を構成する次に掲げる団体(イからケまでに掲げる団体にあたっては、小学校区(以下「校区」という。)内に組織されているものに限る)を含む各種団体をいう。

ア 校区内の自治会・町内会

イ 校区交通安全推進協議会

ウ 校区体育振興会

エ 校区男女共同参画協議会

オ 校区青少年育成連合会

カ 校区ごみ減量・リサイクル推進会議

キ 校区献血推進協力会

ク 校区衛生連合会

ケ 校区自主防災組織

(2) 外国人

来日間もないなど日本語による会話が困難で、通訳なしには当該地域の住民との間で十分な意思疎通を図ることができない外国人をいう。

(3) 地域

福岡市内の自治協議会等の区域をいう。

(4) 地域活動

地域住民と在住外国人の相互理解、国際交流に関する事業をいう。

(5) 個人情報

個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することができ、それにより特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)という。

第3条 (活動の内容)

本制度におけるボランティア活動の内容は、次の各号のとおりとする。

(1) 通訳活動は、国際交流事業や情報提供、案内等の通訳を行う。

(2) 翻訳活動は、資料等の簡易な翻訳を行う。

第4条 (活動の範囲)

本制度におけるボランティア活動の範囲は、次の各号のとおりとする。

(1) 自治協議会等が主催する地域活動

(2) 地域を対象に福岡市が主催する地域活動

(3) 福岡市が地域在住外国人を対象に実施する行政サービスとしての業務

(4) 財団が主催・共催する事業

(5) 福岡市の公益団体等からの依頼事業であって財団が適当と認めるもの

第5条 (登録資格)

本制度に登録できる者は、本制度の趣旨に賛同し、活動を行うための語学力を有する以下の要件を満たす者とする。

- (1) 原則として福岡都市圏に在住する人
- (2) ボランティアとしての活動時間を有する人
- (3) ボランティアの趣旨を理解する満18才以上の人

第6条 (登録の申請)

本制度への登録を希望するものは、語学ボランティア登録申請書(様式第1号)に必要事項を記入し、財団に申請するものとする。

2 財団は、申請により適当と認めたものを語学ボランティアとして登録し、申請者に登録番号を通知する。

第7条 (登録期間・更新)

登録期間は原則として平成30年4月1日から令和3年3月31日までの3年間とする。なお、期間途中で登録した場合の登録期間は、その残りの期間とする。

2 登録期間満了後は、3年ごとに更新するものとする。

3 登録期間中、住所等申請内容に変更のあった場合は、速やかに財団に連絡する。

第8条 (登録抹消)

次のいずれかの場合は、登録を取り消すことができるものとする。

- (1) 登録辞退の申し出があったとき
- (2) ボランティアとして不適格と認められる事実が発生したとき
- (3) 財団が依頼する活動を行うことが明らかに困難であると認められる遠隔地(福岡県外等)に転居したとき

第9条 (活動申請者の要件)

本制度によりボランティア活動を申請することができるものは、次の各号のいずれかに該当し、財団が認めるものとする。

- (1) 福岡市又は福岡市の外郭団体
- (2) 自治協議会等又は福岡市において営利を目的としない国際交流事業等に携わっている団体
- (3) その他、財団がボランティア活動の申請を必要と認めるもの

第10条 (語学ボランティア紹介の申請)

語学ボランティアの紹介を受けようとするものは、語学ボランティア紹介申請書(様式第2号)により、希望日の3週間前までに財団に申請しなければならない。なお、自治協議会等については代表者名、福岡市については所属長名(公民館は館長名)、その他の団体は代表者名で申請するものとする。

第11条 (語学ボランティアへの依頼等)

財団は、前条の規定による申請書(以下「申請書」という。)の内容を審査し、申請書を基に選考した語学ボランティアと協議・調整のうえ決定し、通訳については語学ボランティア活動(通訳)依頼書(様式第3号-1)、翻訳については語学ボランティア活動(翻訳)依頼書(様式第3号-2)により語学ボランティアに通知するものとする。

2 財団は、前項により決定したときは、語学ボランティア紹介通知書(様式4)により申請者に通知するものとする。

第12条 (申請者の責務等)

申請者は、語学ボランティアに対し活動内容等について事前説明を行うものとする。または、活動内容等に変更が生じた場合は、速やかに語学ボランティア及び財団に連絡するものとする。

2 申請者は、語学ボランティア紹介通知後に、語学ボランティアの不要または語学ボランティア数の減少が生じた場合は、通訳活動日または翻訳提出日の1週間前までに財団に連絡しなければならない。

3 申請者は、事業終了後、語学ボランティア活動実施報告書(様式第5号)により、事業が終了した日から起算して1週間以内に財団に報告しなければならない。

第13条 (語学ボランティアの活動報告)

語学ボランティアは、活動終了後、活動報告書(様式第6号)により、活動が終了した日から起算して1週間以内に財団に報告しなければならない。

第14条 (利用の制限)

自治協議会等が主催する地域活動に関する本制度の利用は、原則として1団体につき同一年度に3回を限度とする。

2 通訳に係るボランティア活動の時間は、原則として一回につき最大で2時間とする。

第15条 (報酬及び活動経費の負担)

本制度登録者の活動は、無報酬とする。

2 本制度の活動に係る交通費や消耗品費等の実費相当額は、1人1回あたり2,300円(税込み)とする。

3 前項の負担については、原則として語学ボランティア紹介の申請者が負担するものとする。ただし、財団が負担すべきと判断する場合は、この限りでない。

第16条 (ボランティア活動に係る保険)

財団は、語学ボランティアの活動中の事故に備え、ボランティア保険に加入し、その費用を負担するものとする。

第17条 (事故の際の責任)

語学ボランティアが活動中に事故等によって被った損害については、第16条の保険より支払われる金額を補償の限度とする。

2 申請者が、語学ボランティアによる依頼事項の不履行等により被った損害について、財団はその責任を負わない。

第18条 (個人情報の保護)

語学ボランティアは、活動によって知り得た個人情報を目的外に使用し、又は他人に知らせてはいけない。

第19条 (その他)

この要綱に定めるもののほか、運用に必要な事項は別途定める。

(附 則)

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年9月3日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。